

新	旧
<p>(加工組立減税の適用上の留意事項)</p> <p>8 3 法第8条第1項第1号から第3号までに掲げる製品への本制度の適用については、次の点に留意する。</p> <p>(1) 令第44条第2項各号、第4項及び第6項各号に定める行為が行われた場合、その行為がされた貨物を用いた製品の全体が、法第8条第1項第1号から第3号までに規定する「政令で定める加工又は組立てがされたもの」に該当するため、当該製品は、本制度の適用を受けることができない。</p> <p>(2) 令第44条第2項第2号及び第3号並びに第6項第2号及び第3号に規定する「製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工」とは、次に掲げる加工をいう。</p> <p>イ はっ水加工等のコーティング、アイロン仕上げ等をしたことが肉眼により判別することができない程度の加工</p> <p>ロ 製品の一部にのみコーティング、アイロン仕上げ等が施されており、他の部分から原材料の確認が可能な加工</p> <p>(3) 令第44条第2項第3号及び第6項第3号に規定する「物理的手段」とは、熱、圧力等を加えることをいい、同号には、型押し、やすりがけのほか、つや出し、しぼ付け(しわを付けること)等の行為が含まれる。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(加工組立減税の適用上の留意事項)</p> <p>8 3 法第8条第1項第1号及び第2号に掲げる製品への本制度の適用については、次の点に留意する。</p> <p>(1) 令第44条第2項各号及び第4項に定める行為が行われた場合、その行為がされた貨物を用いた製品の全体が、法第8条第1項第1号及び第2号に規定する「政令で定める加工又は組立てがされたもの」に該当するため、当該製品は、本制度の適用を受けることができない。</p> <p>(2) 令第44条第2項第2号及び第3号に規定する「製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工」とは、次に掲げる加工をいう。</p> <p>イ はっ水加工等のコーティング、アイロン仕上げ等をしたことが肉眼により判別することができない程度の加工</p> <p>ロ 製品の一部にのみコーティング、アイロン仕上げ等が施されており、他の部分から原材料の確認が可能な加工</p> <p>(3) 令第44条第2項第3号に規定する「物理的手段」とは、熱、圧力等を加えることをいい、同号には、型押し、やすりがけのほか、つや出し、しぼ付け(しわを付けること)等の行為が含まれる。</p> <p>(4) (同左)</p>
<p>(加工組立減税に係る輸出原材料の輸出の手続)</p> <p>8 4 法第8条第1項の規定により、加工組立減税を受けようとする場合における輸出原材料の輸出の手続については、次による。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 法第8条第1項第1号から第3号までに該当する製品を製造する場合には、令第46条第3項に規定する「再輸入の確認のための措置」として、輸出申告の際に生地見本(革の見本を含む。以下同じ。)を提出させる。ただし、生地見本の提出が困難な場合は、生地見本と同等に同一性の確認が可能となる資料を提出させる。また、製品、副資材についても必要に応じてサンプルを提出させる。</p> <p>この場合、1契約に係る2回目以降の輸出原材料の輸出申告については、既に提出した生地見本等の提出は省略させて差し支えない。また、輸出者が希望する場合には複数の生地見本等を提出することを認めて差し支えない。これら提出された生地見本等については、施封のうえ確認印(C 5000)</p>	<p>(加工組立減税に係る輸出原材料の輸出の手続)</p> <p>8 4 法第8条第1項の規定により、加工組立減税を受けようとする場合における輸出原材料の輸出の手続については、次による。</p> <p>(1)~(4) (同左)</p> <p>(5) 法第8条第1項第1号及び第2号に該当する製品を製造する場合には、令第46条第3項に規定する「再輸入の確認のための措置」として、輸出申告の際に生地見本(革の見本を含む。以下同じ。)を提出させる。ただし、生地見本の提出が困難な場合は、生地見本と同等に同一性の確認が可能となる資料を提出させる。また、製品、副資材についても必要に応じてサンプルを提出させる。</p> <p>この場合、1契約に係る2回目以降の輸出原材料の輸出申告については、既に提出した生地見本等の提出は省略させて差し支えない。また、輸出者が希望する場合には複数の生地見本等を提出することを認めて差し支えない。これら提出された生地見本等については、施封のうえ確認印(C 5000)</p>

新	旧
<p>を押なつして上記(1)の確認申告書とともに申告者に返付する。          なお、返付に際し、申告者に、生地見本等は、製品の再輸入の際の確認用として使用するため、確認申告書及び契約書等と一括管理し、保管には十分注意するよう指導する。</p> <p>(6) 輸出通関時に提出される生地見本等により、輸入通関時に同一性の確認を行うために必要となる事項等については、次のとおりとする。          なお、提出された生地見本等により材質、規格、形状等が確認できる場合には、当該事項について「確認申告書」の記載を省略させて差し支えない。          イ及びロ (略)</p> <p>ハ 法第8条第1項第3号に該当する製品の生地見本等</p> <p>(イ) <u>革、毛皮類 材質(牛革(カーフ、ステア等)、羊革、うさぎ毛皮等)、規格(等級等)、色等</u></p> <p>(ロ) <u>織物類 材質(綿製、人造繊維製等)、糸の太さ(織糸の番手、打込み本数)、織り方(平織り、綾織り等)、規格(幅、長さ等)、色、柄等</u></p> <p>(ハ) <u>縫い糸 材質(人造繊維製、絹製)、規格(糸の太さ、長さ、単糸等)、色等</u></p> <p>(ニ) <u>付属品 材質(金属製、プラスチック製等)、規格(サイズ、種類等)等</u></p> <p>(加工組立減税の手続)</p> <p>8 5 法第8条第1項の規定による加工組立減税の手続きについては、次による。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) <u>法第8条第1項第1号及び第3号に掲げる製品の減税の手続に当たつては、上記(3)の書類のほか、以下の書類を提出させる。</u>          イ 加工仕様書、加工指図書等の加工の詳細を記載した書類(材質、規格、色柄等を明記したもの。なお、原材料貨物の同一性、数量及び加工等の程度が容易に確認できる場合は提出を要しない。)          ロ 未裁断の革から製品1個(着)を製造するために必要な革の面積を記載した書類(裁断したときの端切れ、裁断くず等のロスを含めたもの。なお、他の提出書類により当該面積が確認できる場合は提出を要しない。)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(加工組立減税に係る減税額算定の基礎となる輸出原材料の範囲)</p>	<p>を押なつして上記(1)の確認申告書とともに申告者に返付する。          なお、返付に際し、申告者に、生地見本等は、製品の再輸入の際の確認用として使用するため、確認申告書及び契約書等と一括管理し、保管には十分注意するよう指導する。</p> <p>(6) 輸出通関時に提出される生地見本等により、輸入通関時に同一性の確認を行うために必要となる事項等については、次のとおりとする。          なお、提出された生地見本等により材質、規格、形状等が確認できる場合には、当該事項について「確認申告書」の記載を省略させて差し支えない。          イ及びロ (同左)</p> <p>(加工組立減税の手続)</p> <p>8 5 法第8条第1項の規定による加工組立減税の手続きについては、次による。</p> <p>(1)~(4) (同左)</p> <p>(5) <u>法第8条第1項第1号に掲げる製品の減税の手続に当たつては、上記(3)の書類のほか、以下の書類を提出させる。</u>          イ 加工仕様書、加工指図書等の加工の詳細を記載した書類(材質、規格、色柄等を明記したもの。なお、原材料貨物の同一性、数量及び加工等の程度が容易に確認できる場合は提出を要しない。)          ロ 未裁断の革から製品1個(着)を製造するために必要な革の面積を記載した書類(裁断したときの端切れ、裁断くず等のロスを含めたもの。なお、他の提出書類により当該面積が確認できる場合は提出を要しない。)</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(加工組立減税に係る減税額算定の基礎となる輸出原材料の範囲)</p>

新	旧
<p>8 8 加工又は組立てに係る製品の減税額を算出するに当たつて輸出原材料に含める範囲については、次による。</p> <p>(1) 輸出原材料は、本邦からの輸出の際に令第 46 条第 1 項((加工又は組立用貨物の輸出の手続))に規定する税関長の確認を受けたものであつて、当該原材料を原料又は材料として加工され又は組立てられた製品が本邦に再輸入されることを要するが、次に掲げる貨物については、輸出原材料に含めて取り扱つて差し支えない。</p> <p>イ 本邦から輸出された貨物のうち、製品の加工又は組立ての際に生ずるいわゆる製造ロスに相当する部分。なお、加工又は組立ての際の紛失分を見込んだ数量を輸出した場合の紛失分及び法第 8 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる製品を生地から製造する段階で生ずる裁断くず、端切れ(用尺が製品一点分に満たないもの)等については、製造ロスに準じて取り扱つて差し支えない。ただし、当該裁断くず、端切れ等を再利用する場合には副産物に含めて取り扱うこととなるので留意する。</p> <p>ロ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>( 少額貨物についての原産地の認定等 )</p> <p>8 の 2 4 の 2 令第 51 条第 2 項((少額貨物についての原産地の認定))に規定する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「課税価格の総額」とは、1 の輸入申告等又は関税法第 76 条第 3 項((輸出入郵便物についての日本郵政公社から税関への通知))の規定による 1 の通知に係る特惠関税等の適用を受けようとする物品の課税価格の合計額をいう。この場合において、1 の輸入申告等(特例申告を含む。以下この項において同じ。)とは 1 荷受人が 1 荷送人から一時に輸入する物品(蔵入申請等がされる物品を含む。以下この項において「輸入物品」という。)に係る輸入申告等をいい、1 仕入書による輸入物品を分割して 2 以上の輸入申告等を行つた場合には 1 の輸入申告等が行われたものとして処理するものとし、同項の通知についてもこれに準ずる。</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>( 農林漁業用重油等に関する用語の意義及び取扱い等 )</p> <p>8 の 7 10 令第 62 条第 20 号((農林漁業用重油及び粗油))に掲げる物品(以下</p>	<p>8 8 加工又は組立てに係る製品の減税額を算出するに当たつて輸出原材料に含める範囲については、次による。</p> <p>(1) 輸出原材料は、本邦からの輸出の際に令第 46 条第 1 項((加工又は組立用貨物の輸出の手続))に規定する税関長の確認を受けたものであつて、当該原材料を原料又は材料として加工され又は組立てられた製品が本邦に再輸入されることを要するが、次に掲げる貨物については、輸出原材料に含めて取り扱つて差し支えない。</p> <p>イ 本邦から輸出された貨物のうち、製品の加工又は組立ての際に生ずるいわゆる製造ロスに相当する部分。なお、加工又は組立ての際の紛失分を見込んだ数量を輸出した場合の紛失分及び法第 8 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる製品を生地から製造する段階で生ずる裁断くず、端切れ(用尺が製品一点分に満たないもの)等については、製造ロスに準じて取り扱つて差し支えない。ただし、当該裁断くず、端切れ等を再利用する場合には副産物に含めて取り扱うこととなるので留意する。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>( 少額貨物についての原産地の認定等 )</p> <p>8 の 2 4 の 2 令第 51 条第 2 項((少額貨物についての原産地の認定))に規定する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「課税価格の総額」とは、1 の輸入申告等又は関税法第 76 条第 3 項((輸出入郵便物についての郵政官署から税関への通知))の規定による 1 の通知に係る特惠関税等の適用を受けようとする物品の課税価格の合計額をいう。この場合において、1 の輸入申告等(特例申告を含む。以下この項において同じ。)とは 1 荷受人が 1 荷送人から一時に輸入する物品(蔵入申請等がされる物品を含む。以下この項において「輸入物品」という。)に係る輸入申告等をいい、1 仕入書による輸入物品を分割して 2 以上の輸入申告等を行つた場合には 1 の輸入申告等が行われたものとして処理するものとし、同項の通知についてもこれに準ずる。</p> <p>(2)~(4) (同左)</p> <p>( 農林漁業用重油等に関する用語の意義及び取扱い等 )</p> <p>8 の 7 10 令第 62 条第 20 号((農林漁業用重油及び粗油))に掲げる物品(以下</p>

新旧対照表

( 関税暫定措置法基本通達 )

新	旧
<p>本項において「農林漁業用重油等」という。)に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 振替使用の取扱い</p> <p>無税重油等を必要とする地域に無税重油等がない場合において、当該地域以外の地域にある無税重油等を当該地域に輸送したのでは需要に間に合わない等やむを得ない事情があるときは、次により、当該地域にある他の重油等と当該地域以外の地域にある無税重油等との振替を認めて差し支えない。</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 振替を承認したときは、申請書のうち1通(承認書用)を承認書として申請者に交付する。この場合における承認年月日は、申請書の提出年月日(郵送されたものについては、<u>日本郵政公社</u>の消印年月日)とする。</p> <p>ホ及びへ (略)</p> <p>(6)及び(7) (略)</p>	<p>本項において「農林漁業用重油等」という。)に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 振替使用の取扱い</p> <p>無税重油等を必要とする地域に無税重油等がない場合において、当該地域以外の地域にある無税重油等を当該地域に輸送したのでは需要に間に合わない等やむを得ない事情があるときは、次により、当該地域にある他の重油等と当該地域以外の地域にある無税重油等との振替を認めて差し支えない。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>ニ 振替を承認したときは、申請書のうち1通(承認書用)を承認書として申請者に交付する。この場合における承認年月日は、申請書の提出年月日(郵送されたものについては、<u>郵便官置</u>の消印年月日)とする。</p> <p>ホ及びへ (同左)</p> <p>(6)及び(7) (同左)</p>